

すてきな まちに



2010(平成22)年 3月発行

野洲市/野洲市教育委員会/野洲市人権啓発推進協議会

第6集

—発刊にあたって—

本市においては、人権を大切にする、差別のないまちづくりに向け、取り組みを進めています。

しかしながら、2009（平成21）年には市内で、2件の差別落書き事件が起こりました。このように人権侵害が後を絶たない現実があります。

わたしたちは、こうした課題とどう向き合い、どう解決していくべきでしょうか。

「第6集」では、こうした事例を掲載し、市民のみなさまに気づき、考えていただく内容として、編集しました。

ぜひ、ご一読いただきとともに、研修などにご活用ください。

2010（平成22）年3月

野洲市長

山仲 善彰

野洲市教育委員会 教育長

南出 儀一郎

野洲市人権啓発推進協議会 会長

富田 多恵子

目次

野洲市「人権尊重のまち」宣言

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言 1

I たかが差別落書き!? 2

II 2009年度人権尊重をめざす人権作品紹介 9





やすし じんけん そんちょう
野洲市「人権尊重のまち」宣言

じんけん にんげん しあわ い けんり ひと う
人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもって
きほんてき けんり
いる基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに
たす あ あか す しゃかい きず
助け合い、明るく住みよい社会を築きます。

ひとり じんけん そんちょう ようご ただ りかい にんしき
そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を
ふか だれ たいせつ あんしん く じっせん ちか やすし
深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を
じんけん そんちょう せんげん
「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
平成 18年 2月 25日

やすし
野洲市

ゆた しせん れきし いろど
「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」

へい かわ と し せん けん
平 和 都 市 宣 言

せかい へいわ じつけん かくへいき はいぜつ
世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

いま かくへいき きょうつい
しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたず、人類の平和と
ちきゅうかんきょう おひや
地球環境が脅かされています。

せかい ゆいいつ ひばくこく こくみん
わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を
にど く かえ
二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国の人々のあらゆる核兵器をすみや
はいぜつ
かに廃絶しなければなりません。

せんご にほん けんぽう こうきゅうへいわ せんげん
戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてき
ふたた せんか こうむ
ました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由
けんこう ひびおく
で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共に共有できることを強く望みます。

やすし しのみん じんけん かんきょう
わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざ
せかい こうきゅうへいわ かくへいき はいぜつ ちか
すとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られ
やすし へいわとし せんげん
たまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
平成 18年 2月 25日

やすし
野洲市

I

たかが差別落書き!?

★ たかが落書きぐらいという安易な意識はないでしょか?

第二次世界大戦前、ドイツでは次のようなことが行われました。

当時のドイツには多くのユダヤ人が暮らしていましたが、あるときから、ユダヤ人の商家などの玄関扉に、「この家、ユダヤ人の家」と落書きがされるという事件が起こり始めました。

その後、1933年にユダヤ人の公職追放、国籍剥奪などが行われ、1935年にはドイツ人とユダヤ人との結婚を禁じたニュルンベルク法まで制定されました。

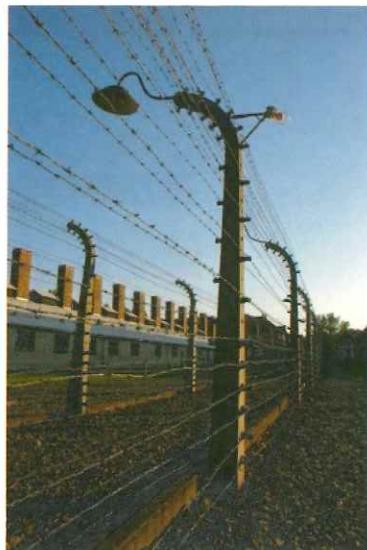
そして最終的に起こったのは、ユダヤ人の強制収容、虐殺でした。ここで多くのユダヤ人、そして少数民族、障がい者、同性愛者などが殺されたのです。

ユダヤ人の虐殺が行われたきっかけが、ユダヤ人宅への落書きであったことを考えると「差別落書きは消せば済む」という問題ではないことがわかります。

差別の段階は、次のようなステップにわけられます。
悪口 ⇒ 無視・忌避 ⇒ 差別 ⇒ 身体的暴力 ⇒ 虐殺

「この家ユダヤ人の家」という悪口ともとれる落書きが、やがてはユダヤ人の虐殺につながっていったことを考えると、人権侵害を見過ごすことは、命の問題を見過ごすことに気づかされます。

差別落書きは、許しがたい人権侵害なのです。



アウシュビッツ収容所



落書きは犯罪です。

落書きは、**器物損壊**や**建造物損壊**という犯罪です。

特に人の命を奪いかねない差別落書きは、重大な犯罪行為です。差別落書きにかかわってこんな判決が出されています。

1999年、三重県の桑名公共職業安定所等で差別落書きをしていた男に対して、津地方裁判所で「財産的被害だけでなく、社会に与えた影響は重大」として、「器物損壊、建造物損壊罪」で懲役1年、執行猶予3年の判決が出されています。差別落書きということで、落書きとしては重い判決が下されたのです。





差別落書きをさせないためには

ひとつは、「差別落書きは許さない」という雰囲気をつくることです。

差別落書きが起こるということは、地域社会に「それぐらい…」と差別落書きを軽視する雰囲気があるからです。

差別落書きは許さないぞという雰囲気が満ち溢れていれば、当然差別落書きが書かれる可能性は低くなります。

また、差別落書きを発見した場合、それをそのまま放置することは、それを見る人の差別意識を助長することはもちろん、今述べたように落書きを許す雰囲気となり、さらに落書きを誘発するおそれもあります。

★ここでかんたんな法則を紹介しましょう。

空き地に自動車を2台放置しておきます。

1台は新車で、傷ひとつありません。もう1台は古い車で、車体は傷だらけ、窓も一部が割れているようなものです。

この2台を一定期間放置した結果、どうなったと思われますか？

結果は、新車は誰もさわらず無傷のままで、古い車はさらに傷がつき、割れていなかつた窓ガラスまで割られて、いっそうひどい状態になったという実験結果が出たのです。

これを「やぶれ窓の理論（ブローケンウインドウズ理論）」といいます。

さあ、これを落書きに置き換えてみればどうなるでしょう？

落書きが何もないところには落書きがされにくく、落書きを放置したところにはさらに落書きが書き加えられるということがいえるのです。



野洲市人権啓発推進協議会では、毎年、「差別落書きをさせない運動」の一環として、広報、点検活動を行っています。

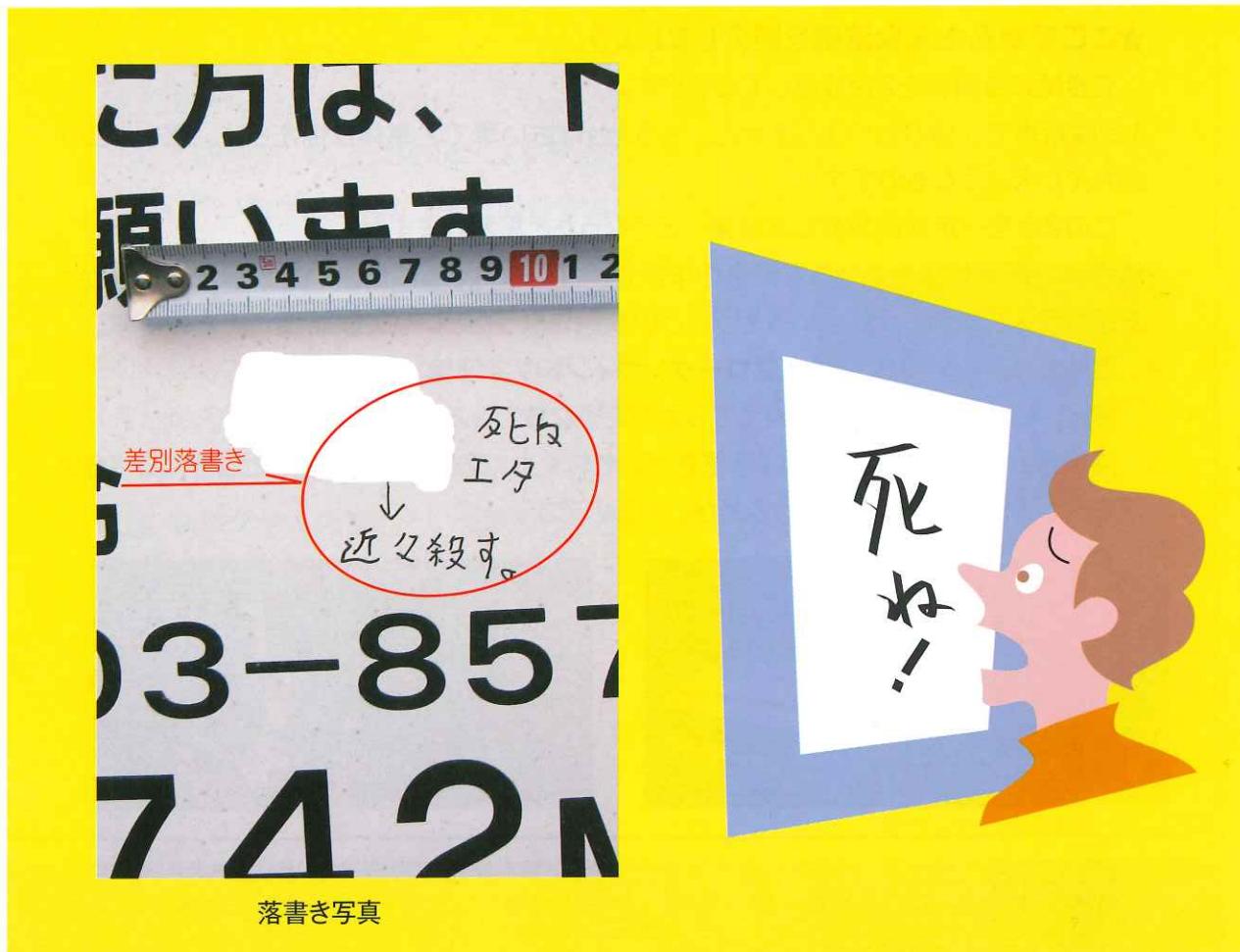
その際にも、公園の古いベンチには傷がつけられたり、落書きがされています。しかし、きれいなベンチには落書きがされていないという、まさにやぶれ窓の理論を実証する光景を見ることがあります。

落書きを防ぐために、日ごろの点検が、いかに大切かがわかります。



★ これは殺人予告では？！ ~小篠原地先新幹線フェンス看板差別落書き事件から~

2009年8月27日、午後6時頃、Aさんは自転車で職場からの帰宅途中、小篠原地先にある新幹線のフェンスにつけられている立ち入り禁止の看板の前を通りました。Aさんは看板の前を行き過ぎようとしたとき、何か書いてあるように思い、もう一度じっくりと看板を見ました。看板には「複数の学校名」と「死ね」「エタ」「近々殺す」と、殺人予告とも受け取れる内容が書かれていました。



命を軽んじる言葉や行為が氾濫しています。

子どもたちの間でさえ「死ね」「殺す」「うざい」「消えろ」加えて、「えた」「がいじ」(障がいのある人)など、人を傷つける「いやな言葉」(差別語)が発せられています。これらの言葉は誰一人として喜ばない言葉です。

誰もが自分の存在を認められている、大切にされていると実感できる「ありがとう」「よく頑張ったね」「ご苦労さま」など、「うれしい言葉」をわたしたちの身のまわりに増やしましょう。

★ あなたが差別落書きを見つけたとすればどうしますか？

市役所や書かれている場所の管理者に連絡しますか？

それとも「気になるけれども誰かが連絡してくれるだろう」と思って何もしませんか？

たとえば、道端に50円落ちているとしましょう。これを見つけたとき、「50円くらいなら警察に届けなくてもいいだろう」と通りすぎる人が多いのではないかでしょうか。

しかし、100万円ならどうでしょう。「これは大変だ」と思い、警察に届けるのではないでどうか。

差別落書きも同じです。たかが落書きくらいと思えば、連絡もしないでしょう。しかし、重大な問題という受け止めができれば、見過ごさず連絡するという行動ができるのです。

差別落書きは許しがたい人権侵害です。

人権侵害を見過ごすことは命の問題を見過ごすことです。

- 差別落書きを見つけたら、必ず野洲市役所（電話番号 077-587-1121）へ連絡してください。

～三上国道歩道橋差別落書き事件から～

2009年9月12日（土）朝、Aさんは、いっしょに清掃作業をしていたBさんに、
御上神社前交差点 歩道橋北側 階段下から1段目の地面に黄色のチョーク
のようなもので、「エタ」とかかれているのを5日前に見つけていたことをBさん
に伝えました。それを聞いたBさんはすぐにその場所に行って、差別落書きを確
認し、市役所の人権教育課へ連絡しました。



現地歩道橋写真



自分や家族のことを誹謗中傷する落書きを書かれたら どんな気持ちになるでしょうか？

きっと誰でも、自分や家族が傷つけられるのは許せないはずです。憤りを感じるはずです。

ところが、自分とは関係の薄い人になるほど、その憤りは薄れていくのではないか。


所詮、他人事と何も感じなくなるのではないか？

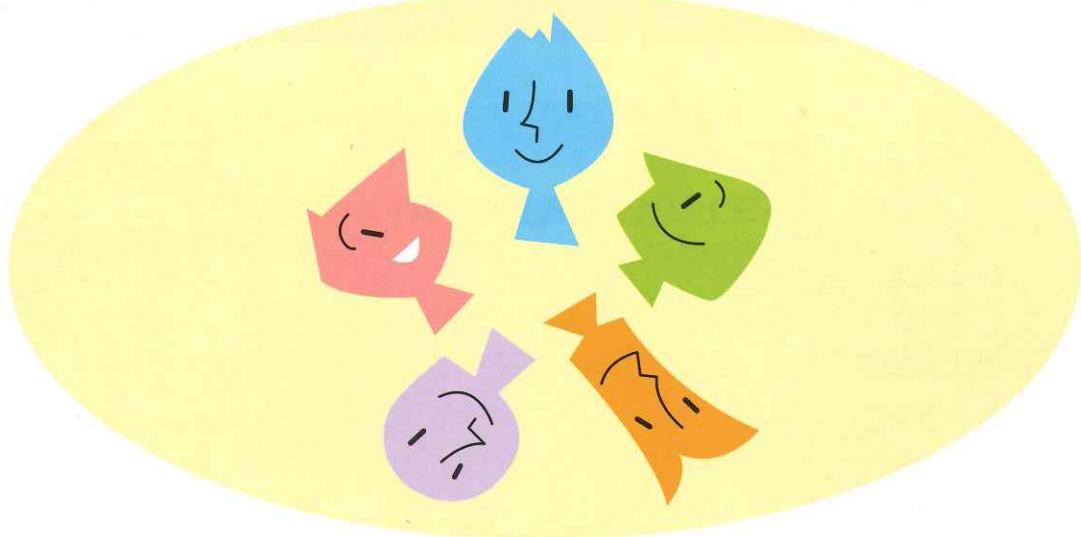
しかし、憤りを共感する、共有することが大切です。

差別は社会問題として存在します。社会の中に平気で人を傷つけたり、差別したりする環境があるとすれば、いつか自分にも差別という刃が向けられるかもしれません。

差別は、自分自身の問題なのです。

そして、差別は自然になくなるものではありません。

差別は、みんなでなくすものなのです。



差別落書きは消したらおしまい？

「差別落書きは、消せば済む」という意見もありますが、どうでしょうか。

たしかに落書き自体は、消せばなくなります。

しかし、その落書きが差別落書きであったり、人を誹謗中傷するような内容であったりした場合、書かれた人は、心に深い傷を負うことになります。

物理的に消せば消える差別落書きであっても、心の傷は消すことができません。そして、それは重大な人権侵害であることを、私たちは心にとめておかなければなりません。

「差別落書きは、消せば済む」のではなく、それを教訓とし、人権を尊重するために私たち一人ひとりに何ができるのか、何をすべきかということを考える契機としていかなければなりません。

★ インターネットを利用した誹謗中傷が！

滋賀について3 (某掲示板から)

27 : △△△△ : 2009/10/03(土) 01:12:14

最近できた彼女が○○○駅の近くに住んでるんだがいつも送るのは近くの駅まで。

有名な○○(同和地区名)じゃないから普通の娘だと思うんだけど少し心配だよ。

28 : ×××× : 2009/10/03(土) 09:38:50

『糞禿げ』部落民の○○○○○(人名)のおっさんよ N高のJKに粘着してん
じゃねえよ。変態野郎! 赤○でも食ってろ

29 : △△△△ : 2009/10/03(土) 13:01:19

友達の妹がBに嫁いだ でも入籍はせず事実婚ってやつ Bだと差別されて辛く
ないように 旦那がかわいがってくれてると言ってたけど どんなかわいがりか
たなんだろ 2人とも見た目ヤンキーでなかなかお似合いたった

30 : ▲▲▲▲ : 2009/10/03(土) 13:52:17

>>29 それはどっちもBだろ…

(この後も、ここに掲載することを躊躇せざるをえない差別する言葉が続きます)

*Bは被差別部落を意味します。隠語を使って書いているのは、差別する意図を持って
書いているからに他ありません。地名も隠語で使われることが大半です。

●人を傷つけ、差別するこのような文面がインターネットの掲示板のなかには溢れています。
これはほんの一例です。

このような書き込みが行われる原因には、人を見下して笑いをとったり、受けをねらって発
言したりするという風潮があるのかもしれません。

人を傷つける言葉や情報がマスメディアを通して流されてたり、人を見下し、ばかにした
言葉を発していたり、わたしたちの身のまわりには、人を尊重しない人間関係が、現実にある
のではないでしょうか。

わたしたち一人ひとりの人権が尊重される社会を構築するためには、日々の生活のあらゆる
場面で、自分も他人も大切にする態度を身につけ、行動を起こす必要があります。

インターネットへの書き込みは、インターネットの世界だけでは終りません。大阪で、友人に対する怨恨^{えんこん}が動機^{どうき}となって、友人を非難・攻撃するために、部落差別を利用した差別落書きがありました。この行為者は、友人が被差別部落出身でないことを知っているながら、インターネットの書き込みサイトなどの影響を受けて差別落書きを書いたのです。

この事例からも、インターネットの普及の拡がりに伴う社会的な影響について、考えなければなりません。

★ 「人権の日」の思いを大切に

野洲市は、毎月25日を「人権の日」と定めています。この人権の日を定めたきっかけは、1988（昭和63）年に起った部落差別事件です。7月に野洲駅前南口公衆便所で部落差別落書き事件、9月には社会同和教育を推進する役員の差別発言事件、そして、11月には野洲中学校連続差別事件が起こりました。

これらの事件は、同和地区に住む住民や、野洲中学校に通学している同和地区の生徒をターゲットとしたもので、卑劣極まりない悪質な部落差別事件でした。

特に野洲中学校連続差別事件は、国会や野洲の教育現場を大きく揺るがせた部落差別事件です。行政・学校が一丸となって、行為者を見つけることや落書きがされないよう施設等の点検活動を行いました。保護者もわが子を守ろうと団結して必死の思いで、対処されました。時間が経過して、中学生は、今まで起った落書きの現物を見て、こんなものが自分たちを不安にしていることに気づき、「部落差別はされる側の問題ではなく、差別する側の問題」であることに気づきました。そして、翌年2月25日に全校生徒と保護者に対して、部落差別の不合理や差別の醜さをアピールしました。

中学生のアピールを受け、一人ひとりの人権が大切にされ、尊重される社会をつくるため、1989年12月議会で「人権擁護のまち宣言」が議決されました。そして、翌年の2月25日の町民のつどいで制定され、毎月25日が「人権の日」となったのです。

合併して野洲市となった後も野洲市「人権尊重のまち」宣言（P.1に掲載）に引き継がれ、毎月25日を「人権の日」と位置づけています。

差別は、人と人の関係を絶ち切り、人の命をも奪います。私たちは日々、自分自身の持つ偏見やねたみなど差別意識を見つめなおし、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない安心して暮らしやすいまちとなってきたのかを総点検し、個人、企業、団体・地域が一丸となって取り組んでいく必要があります。

「自分のとれる行動は、なにか」を再認識し、ともに「差別をなくす仲間を増やしていくぞ」という決意を持って、実践・行動していきましょう。



（第34回和田部落解放文化のつどい実行委員会を代表して市・学区人推協の役員である水島章夫さんの提言された内容の抜粋です）